

大型遊具 安全管理に穴

立体迷路やジップライン 法規制なく

専門家「第三者認証を」

近年人気を集める立体迷路やジップラインといった大型遊具の安全管理のあり方に課題を指摘する声が上がっている。ジェットコースターなどと異なり法規制や安全基準がなく、施設任せとなっているためだ。利用客が大けがをする事故も起きており、専門家からは第三者機関による基準や認証を求める声が出ている。

事故だけが人も

「安全行政上、大きな安全調査委員会(消費者「穴」がある」。消費者 事故調査)は2024年11

月、兵庫県の遊園地内で21年10月に起きた木造立体迷路の事故に関する報告書を公表した。

報告書によると、迷路の床が抜け落ちて利用客7人が転落し、うち6人が腰椎の圧迫骨折や顔面打撲などのケガをした。雨水がかかっても乾きにくい場所の梁(はり)が腐っていたことが原因だった。

立体迷路を巡っては、14年にも群馬県の施設で床が抜け2人が軽傷を負う事故が起きている。消費者事故調査の中川文久委

員長は24年11月の記者会見で「(木造立体迷路の安全管理に)適用される法令がない」と指摘した。

事故が起きた兵庫県の遊園地の立体迷路は城をイメージした5階建ての巨大な構造物だったが、一部にしか屋根がなかったため建築基準法の規制の対象外だった。同法は「一土地に定着する工作物」のうち、屋根及び柱もしくは壁を有するものを建築物とし、建築士などによる定期点検や自治体への報告を義務付けている。

同じく遊園地にあるジェットコースターや観覧車、メリーゴーラウンドなど動力源のある遊具も建築物には当たらない。

海外では設計や運行、点検など幅広い項目について定めた遊戯施設の規格基準がある。日本大の青木義男教授(安全設計工学)によると、米国では様々な安全規格を管理している団体があり、遊具やアトラクションなどの規格基準の制定や見直しをしている。フロリダなど一部の州では規格の順守が運営事業者などに法令で義務化されている。

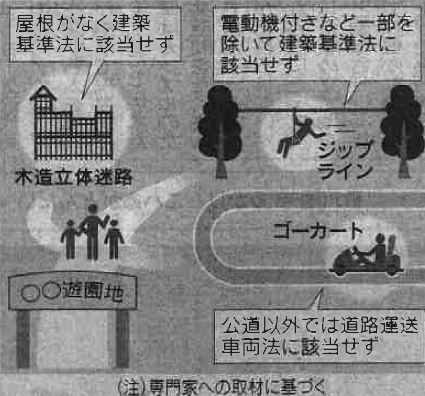
移動式遊園地の歴史がある欧州にも遊具の安全基準があるという。青木教授は「ドイツの『デコフ』という団体のように遊園地や遊戯施設全般の規格基準を管理する第三者機関を設置し、安全管理に関して施設を認証する制度も検討すべきだ」と話している。

(藤田こり)

2021年に利用客が重軽傷を負う事故があった立体迷路施設(兵庫県)



安全管理規制の対象ではない施設は多くある



(注)専門家への取材に基づく